

自然再生推進法に基づく 自然再生事業の進め方

自然再生推進法では、自然再生事業を実施しようとするものにより、協議会を設置し、全体構想を策定することとなっています。さらに、実施者による実施計画の策定が求められています。

1. 自然再生協議会を設立

- ・ 自然再生事業を実施しようとするもの（NPO、民間団体、地方公共団体、国等）のほか地域住民、土地所有者、専門家などで自然再生事業や活動に参加しようとする者に広く自然再生協議会の参加をよびかけ協議会を組織化する。（8条第1項）

★H17年12月：「阿蘇草原再生協議会」設立



2. 自然再生全体構想の作成

- ・ 自然再生協議会にて、地域の自然再生の全体的な方向を定める「自然再生全体構想」を作成。（8条第2項、第3項）

全体構想の内容

- ・ 自然再生の対象となる区域
- ・ 自然再生の目標
- ・ 協議会に参加する者の名称とその役割分担
- ・ その他必要な事項

★H19年3月：「阿蘇草原再生全体構想」を策定



3. 自然再生事業実施計画の作成

- ・ 自然再生協議会で作成された自然再生全体構想を踏まえ、実施者はそれぞれに定める「自然再生事業実施計画」を作成します。（9条第1項、2項）

実施計画の内容

- ・ 個々の自然再生事業の対象となる区域
- ・ 個々の自然再生事業の内容
- ・ 周辺地域の自然環境との関係と自然環境の保全上の意義と効果
- ・ 事前調査や事業期間中・実施後のモニタリングの具体的な計画
- ・ その他自然再生事業の実施に必要な事項

実施計画案の審議（9条第3項、4項）

- ・ 自然再生事業実施計画案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成されなければならない。
- ・ 自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。

★H21年3月：「野草地保全・再生事業実施計画案（環境省）」を作成

今回審議





4. 自然再生事業実施計画の承認→事業の実施

- ・ 実施者は、遅滞なく主務大臣及び都道府県知事に実施計画書の写し及び全体構想の写しを送付しなければならない。(9条第5項)
- ・ 主務大臣及び都道府県知事は、上記の送付を受けた時は、実施者に対し、必要な助言をする事ができる。この場合においては自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。(9条第6項)

